

令和5年度

雇用保険料率変更のお知らせ

厚生労働省は、令和5年4月から雇用保険料率を
労使で0.2%引き上げる方針を明らかにしました。

**保険料率が事業主負担、労働者負担が
それぞれ0.1%上がります。**

R5年4月1日～

事業の種類 \ 負担者	①労働者負担	②事業主負担	①+②雇用保険料率
建設の事業	7/1, 000	11. 5/1, 000	18. 5/1, 000
一般の事業	6/1, 000	9. 5/1, 000	15. 5/1, 000

◇労働者負担分の計算方法(建設業)

R5年4月～ 給与からの控除額が変更になります(6/1000→**7**/1000)。

月給30万円の場合 $30\text{万円} \times 7/1,000 = 2,100\text{円}$

※一般の事業は6/1,000

〇〇〇ご不明な点がございましたらご連絡ください〇〇〇

〇〇〇下記HPもご活用ください。〇〇〇

〒190-0022

林社会保険労務士事務所

立川市錦町1-8-14鈴木ビル202号

TEL : 042-595-6890 FAX : 042-595-6895

HP : hayashisr.com

